

## 1 脳卒中・神経脊椎センターにおける新型コロナウイルス対応及び令和3年度の取組について

### (1) 新型コロナウイルス感染症患者の受入れにあたっての課題と工夫について

脳卒中・神経脊椎センターでは、ゾーニング等の課題に対応するため、陽性患者を受け入れる際には、通常の出入口ではなく、感染症患者専用の出入口を設置するとともに受入病棟の当該エリアをパーティション等で分けし、院内のエレベーターを専用化するなどの工夫をしています。

また、院内での職員の感染リスクを低減するため、医師や看護師が病室内に設置したウェブカメラなどを活用して患者さんの病状を確認するなど、防護服の着脱回数を減らす工夫も行っています。

### (2) 脳卒中診療に対する脳卒中・神経脊椎センターの令和3年度の取組について

脳卒中・神経脊椎センターは、一次脳卒中センターの中から「地域においてコアとなる一次脳卒中センター（PSCコア施設）」としての活動を委嘱されました。

これは、血栓回収療法を24時間365日実施できる施設として、学会から認定を受けたものであり、これまで取り組んできたことがしっかりと実を結んだ成果と考えています。

脳卒中・神経脊椎センターには、学会が認定する専門医が9名在籍しており、これまでの取組を生かしながら、引き続き、脳卒中診療における市内トップレベルの施設として取り組んでいきます。

## 2 みなと赤十字病院の特色について

### (1) みなと赤十字病院におけるアレルギー疾患医療の令和3年度の主な取組について

令和3年度も引き続き、アレルギー科、小児科、呼吸器内科などの関連診療科7科が連携して、小児から高齢者まで幅広い世代の様々なアレルギー疾患の治療に取り組んでいきます。

また、保育所、幼稚園、学校などの職員や保護者向けの食物アレルギー研修会や市民の方を対象とした小児ぜん息アレルギー教室などは、コロナ禍での安全面に配慮して、ウェブでの開催を取り入れていきます。さらに、患者さんの状態と気象データ等を組み合わせた「個別ぜん息予報」の取組も引き続き進めていきます。

(2) みなと赤十字病院の認知症疾患医療センターの体制について

脳神経内科部長をセンター長とし、精神科医師や精神保健福祉士、認知症看護認定看護師、臨床心理士などの複数の職種を配置するとともに、運営委員会を設置して運営を開始しています。

(3) みなと赤十字病院の認知症疾患医療センターの令和3年度の取組内容について

地域のかかりつけ医から認知症が疑われる患者さんの紹介を受けた場合には、鑑別診断を実施するとともに、診断確定後にはかかりつけ医に逆紹介する「2人主治医制」を導入して診療を行います。また、必要時には救急・急性期の身体合併症患者の受入れを行うなど、地域医療機関との連携を強化していきます。

さらに、受診を迷われる患者さん、御家族からの相談を医療相談窓口にて受け付けるとともに、地域の医療従事者や認知症患者の御家族、地域住民等を対象とした研修会を実施し、認知症に関する情報を分かりやすく伝えていく取組も進めていきます。

### 3 病院救急車の新たな活用について

(1) 市内の医療機関が国の「病院救急車活用モデル事業」に採択された場合の対応について

採択された医療機関には、事業を円滑に推進するための運用ルールの策定や地域住民への普及啓発等について検討する、協議会の設置が義務付けられています。この協議会は、行政、消防、医師会、医療機関、高齢者施設等により構成されるため、当局としては関係機関と連携しながら、モデル事業の円滑な運用に向けて協力、支援していきます。

(2) モデル事業の実施により期待される効果について

このモデル事業では、在宅療養中の患者さんの症状増悪時に、主治医が救急隊による病院搬送ではなく、病院救急車で搬送が妥当かどうかを判断します。これにより、適切な搬送手段の選択と患者さんごとにあらかじめ登録された医療機関へ速やかに搬送が行われることになるため、より安全、安心な在宅療養環境の確保につながるものと考えています。

### (3) モデル事業の実施を見据えた今後の在宅医療推進の取組について

患者本人が望む在宅療養ができるよう、今回のモデル事業を含め、急変時の一時入院対応が速やかに行える体制の充実を図るほか、在宅医が相互に補完しあうバックアップ体制の確保など、在宅療養の環境整備を、更に進めていきます。

また、アドバンス・ケア・プランニングの理解の促進や本人の意思決定への支援も大切であることから、在宅療養に関わる専門職の人材育成や市民理解の促進に取り組んでいきます。

## 4 がん対策の推進について

### (1) A Y A世代のがん患者の相談支援体制について

市内のがん診療連携拠点病院の1か所に相談支援に対応できる体制を整えます。患者さんの支援ニーズを把握し、院内の多職種によるスタッフが相談や支援に対応するほか、学業については在籍校、仕事の相談は社会保険労務士やハローワークなど、外部機関とも連携して対応します。また、同世代の患者さんとの交流の場を提供できるよう準備を進めます。

### (2) がん患者の妊孕性温存療法の周知及び紹介方法について

がん診療連携拠点病院等で、対象となる患者さんに妊孕性温存療法に関する情報提供ができるよう周知を進めます。また、患者さん自身が妊孕性温存療法について知ることができるよう、本市や市内の病院のホームページ等でお知らせしていきます。

がんを治療する医療機関から横浜市立大学附属市民総合医療センターの生殖医療センターへの紹介については、病院間の連携や専用の紹介状を使用することにより、円滑な紹介、受診につながるようにしています。

### (3) 遺伝性乳がん・卵巣がん症候群の遺伝カウンセリングの課題認識について

全国的に遺伝を専門とする医師や遺伝カウンセラーが少なく、遺伝性乳がんなどの遺伝子検査に関する遺伝カウンセリングを実施する病院も少ない状況です。そのため、がんの治療を受けている病院で遺伝カウンセリングを実施していない場合は、遺伝カウンセリングを実施する別の病院を紹介してもらい、カウンセリングのためだけに出向く必要があります。遺伝カウンセリングをより受けやすくしていくため、オンラインで実施した場合の患者さんや医療機関にとってのメリット、デメリット、また、オンラインでのカウンセリングが保険診療として実施可能かどうかなどの検討に着手します。

## 5 医療におけるICTの活用について

### (1) 国におけるオンライン診療の検討状況について

オンライン診療については、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において議論されています。

当検討会では、感染拡大防止に加えて、通院が困難な患者さんにとってメリットがある一方、対面診療を行わないことによる疾患の見逃し・重症化のリスク等の課題が指摘されています。

今後は、初診からのオンライン診療が適切に実施されるよう、安全性・信頼性等の課題を整理し、令和3年秋頃に指針の改定が予定されています。

### (2) 「本市においてもオンライン診療を検討すべき」についての見解

オンライン診療をはじめとする、医療における新たなICT活用に関する政策立案をしていくためには、まずは医療従事者や市民・患者の皆様のニーズを把握することが重要だと考えます。

そのため、令和3年度に、「医療分野におけるICT活用に関する意識調査」を実施し、市内医療機関や市民の皆様の意識やニーズを把握する予定です。

今後は、国の動向や調査結果等も踏まえながら、新しい生活様式に即した医療提供体制を検討していきます。

## 6 医療ビッグデータの活用について

### (1) Y o M D B の医療・保健政策への活用に向けた令和 2 年度の実施について

令和 2 年度からは Y o M D B の活用のフィールド拡大を目的として、新たに健康福祉局の保険年金課や保健事業課など、医療・保健・福祉事業を所管する様々な部署とディスカッションの場を設け、それぞれの抱える課題に関して Y o M D B の活用を検討しました。令和 3 年度も引き続き庁内で連携しながら、施策へのデータ活用を推進します。

### (2) Y o M D B のオープンデータ化の進め方について

国が収集している N D B と同様の形式で、市民の皆様に関わる保険診療について、診療報酬の項目を性・年齢階級や区ごとに集計した表をホームページで公開することを想定しています。そのほかにも、より良い医療政策の計画・推進のため有用なデータを積極的にオープンデータ化することを検討しています。

なお、公開に際しては、個人が特定できないよう、10 未満の値は表示しないなど、N D B に準じた個人情報保護に関する対策を施します。

### (3) 横浜市立大学との連携の実施と今後の展望について

令和 2 年度の下半期には、横浜市立大学大学院ヘルスデータサイエンス専攻の授業に職員が参加し、教員、大学院生とともに Y o M D B の活用に関する議論を行いました。令和 3 年度は、教員、医療局職員、関係区局職員が参加した市内の医療・保健・福祉に係る社会的課題解決を目的とした共同研究を実施し、研究結果を直接事業に活用することで、横浜市立大学との連携効果を市民の皆様へ還元できるよう取り組んでいきます。

## 7 災害時医療における I C T の活用について

### (1) 本市における医療情報の収集方法について

災害発生時において、医療機関では紙媒体や院内放送を活用し、建物の被災状況やライフラインの供給状況をはじめ、医療資源などの多岐にわたる院内情報の集約が行われます。各医療機関からは、その院内の情報が電話や M C A 無線機、衛星携帯電話等により、横浜市災害対策本部に情報提供される運用となっています。

(2) 「医療機関における災害時のICT活用を推進していくべき」についての  
見解

現在、各医療機関では、医薬品・診療材料の管理や病院職員の人事労務管理などに関して、個々のシステムを活用しています。ICTの技術的な進歩が目覚ましい中で、このような院内での情報が災害時に集約して活用できることが有効であると考えます。

今後は、医療機関ともよく連携しながら、ICTの活用について検討を進めていきます。